

労災保険の責任準備金 及び積立金について

令和5年1月13日 労災保険財政懇談会資料

令和3年度末責任準備金の算定について(1)

1 責任準備金の推移

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	対前年度比較	
						(億円)	(%)
積立金	7兆9,117億円	7兆8,670億円	7兆8,239億円	7兆8,318億円	7兆8,180億円	△139	△0.2
責任準備金	7兆6,155億円	7兆6,776億円	7兆6,344億円	7兆5,048億円	7兆3,539億円	△1,509	△2.0
充足率(%)	103.9	102.5	102.5	104.4	106.3	-	-
積立金と責任準備金との差額	2,962億円	1,895億円	1,896億円	3,270億円	4,641億円	1,371	-

内訳

(単位: 億円)

責任準備金 合計	傷病(補償)等年金				障害(補償)等年金			遺族(補償)等年金	特別遺族 年金 (石綿)	傷病・障害年 金→遺族へ 移行分
	小計	じん肺	せき損	その他	小計	1~3級	4~7級			
73,539	2,582	568	975	1,039	25,249	8,099	17,150	43,826	455	1,426

※ 合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

令和3年度末責任準備金の算定について(2)

2 新規受給者数

(単位:人)

	新規受給者数	傷病(補償)等年金				障害(補償)等年金			遺族(補償)等年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
3年度	4,571	325	96	76	153	1,794	631	1,163	2,432	20
2年度	4,584	353	107	77	169	1,793	595	1,198	2,423	15
差	△13	△28	-	-	-	1	-	-	9	5

3 年度末現在受給者数

(単位:人)

	年度末受給者数	傷病(補償)等年金				障害(補償)等年金			遺族(補償)等年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
3年度	199,859	4,284	1,440	1,469	1,375	82,452	17,565	64,887	112,245	878
2年度	203,846	4,580	1,656	1,533	1,391	84,009	17,663	66,346	114,353	904
差	△3,987	△296	-	-	-	△1,557	-	-	△2,108	△26

4 平均年金額

(単位:万円)

	平均年金額	傷病(補償)等年金				障害(補償)等年金			遺族(補償)等年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
3年度	188	560	456	543	695	169	260	145	191	244
2年度	189	560	456	552	699	170	261	146	190	242
差	△0	△0	-	-	-	△1	-	-	1	2

(注)表示上の数値の差と、差の欄に記載した数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

責任準備金の算定方法について

責任準備金（将来にわたって年金を支給するために必要な積立金）の額は、次のように算定する。

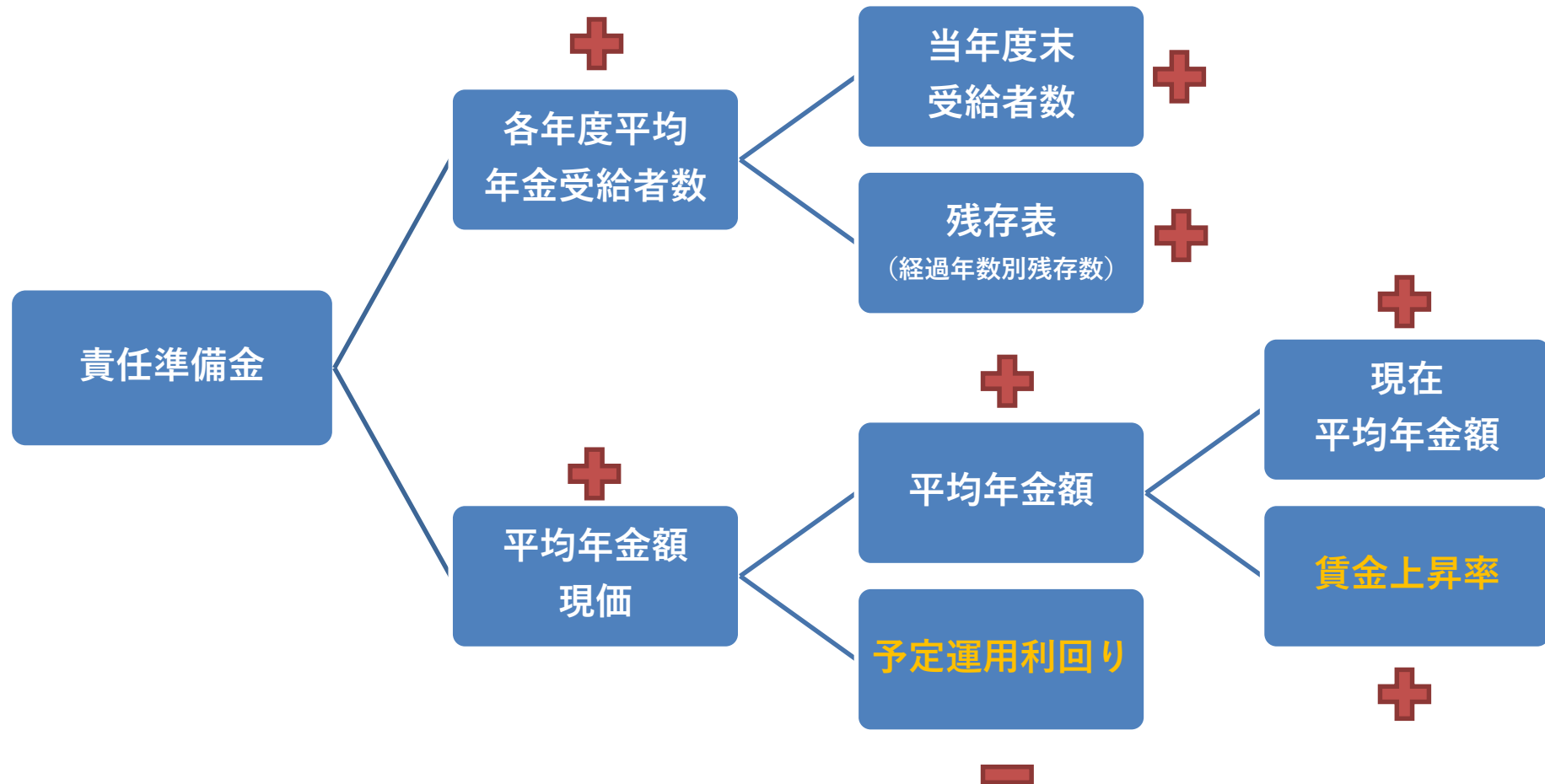
- (1) 年度末の年金受給者数と残存表（年金の受給を開始した人々が経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表）を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 1人当たりの平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの平均年金支給額を推計
- (3) (1)の人数と(2)を掛けることにより、次年度以降の各年度についての年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計
- (5) 7つの区分ごとに(1)～(4)の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げる。

※7つの区分とは、①傷病（補償）等年金・じん肺、②傷病（補償）等年金・せき損、③傷病（補償）等年金・その他、④障害（補償）等年金1～3級、⑤障害（補償）等年金4～7級、⑥遺族（補償）等年金、⑦特別遺族年金（石綿）



以下、責任準備金の算定要素のうち、1. 賃金上昇率、2. 予定運用利回り、について説明する。

責任準備金の要因分解について



(注) 各要素が増加または上昇したときに、責任準備金が増加するものに「+」の符号を付け、各要素が減少または低下したときに、責任準備金が増加するものに「-」の符号を付けている。

1. 賃金上昇率の設定について

令和3年度末の責任準備金の算定では、賃金上昇率を1.0%と設定している。

⇒ これにより、n年後の平均年金額は、現時点の 1.01^n 倍となる。

○賃金上昇率設定の根拠

- (1) 長期にわたり支払が行われる年金制度においては、足下の賃金実績のみに基づいて水準を判断すべきではないこと。(※)
- (2) 平成23年の労災保険財政検討会において、
 - ① 賃金上昇率は、将来を予測することが難しく、適正なパラメータが出せないと思う。
 - ② 過去10年位の賃金変動率の変動が大きいので、賃金変動率を現在の1%から変更することは慎重にするべきである。
 - ③ 賃金は、将来予測が非常に難しいので、ある程度手堅い水準で、賃金上昇率を設定し、1%と大きく乖離するようであれば修正を行うという方針で良いかと思う。という意見が出され、責任準備金の算定に当たっての、「運用利回り2%、賃金上昇率1%との設定は、現在の労災保険財政を取り巻く情勢の下では、早急な見直しの必要性が認められない。」と結論付けられていること。
- (3) 働き方改革等、就労環境の改善が進展している近年の状況を踏まえると、将来的に賃金上昇が見込まれると仮定することに、特段の不合理はないこと。
- (4) 平成29年の労災保険財政懇談会において、賃金上昇率と運用利回りの幅を大きく変動させないようにすること、安全を見込んだ制度運営を確保して保険リスクに備えることなどを考慮して、議論を深めていくことが必要。

※賃金上昇率の長期トレンド指標として、現行の財政方式とした平成元年から令和4年までの年金スライドの推移を採用した場合、年率0.66%となり、1.0%を大きく下回るものではない。

年金スライド率について

1. 主旨

- ・ 労災保険年金は、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付。
- ・ しかし、年金の給付は長期にわたるため、被災時の給付基礎日額に基づく給付額のままでは、必ずしも現実の稼得能力を反映したものにならない。
- ・ そのため、被災時の給付基礎日額に、労働者の平均給与額の変動に基づく「スライド率」を乗じることにより、年金給付の実質的価値を給付時の賃金水準に合わせている。

2. 算定方法

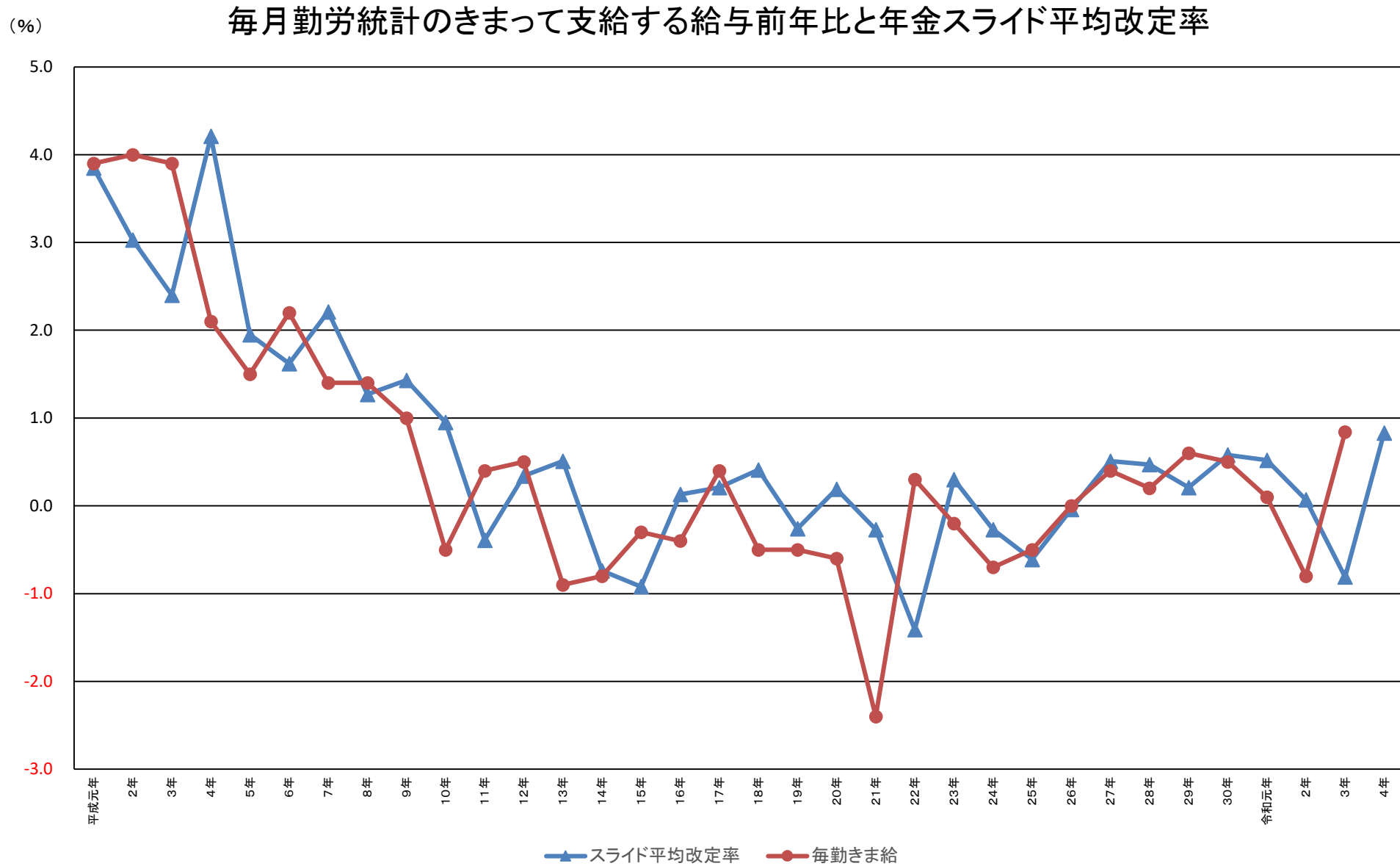
$$\text{令和4年8月以降の年金スライド率} = \frac{\text{令和3年度の平均給与額}}{\text{被災年度の平均給与額}}$$

- ・ スライド率は、毎年度8月～翌7月に給付する分ごとに改定。被災時期が異なれば、適用されるスライド率も異なる。
- ・ 平均給与額は毎月勤労統計のきまって支給する給与から算出
- ・ 被災時の翌々年度からスライド率に基づき改定
(令和4年8月以降のスライド率については昭和22年度(制度発足)～令和2年度に被災したものについて適用)

3. 年金スライド平均改定率の推移

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
(%)	-0.04	0.51	0.47	0.21	0.58	0.52	0.07	-0.81	0.83

賃金上昇率に関する参考資料(1)



※ 年金スライド平均改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。

賃金上昇率に関する参考資料(2)

○労災年金スライド平均改定率の推移 及び きまって支給する給与の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年度	年金スライド 平均改定率 (%)	きまって支給 する給与 (円)	前年度比 (%)	(参考) 消費者物価 指数(総合) 前年度比 (%)
平成26年度	-0.04	262,325	0.0	2.9
平成27年度	0.51	260,800	0.4	0.2
平成28年度	0.47	261,345	0.2	-0.1
平成29年度	0.21	262,873	0.6	0.7
平成30年度	0.58	264,241	0.5	0.7
令和元年度	0.52	264,423	0.1	0.5
令和2年度	0.07	262,286	-0.8	-0.2
令和3年度	-0.81	264,471	0.8	0.1
令和4年度	0.83	—	—	—

年月	きまって支給 する給与 (円)	前年 同月比 (%)	(参考) 消費者物価 指数(総合) 前年同月比 (%)
令和4年1月	263,571	1.1	0.5
令和4年2月	264,024	1.0	0.9
令和4年3月	267,598	1.2	1.2
令和4年4月	270,840	1.3	2.5
令和4年5月	266,086	1.4	2.5
令和4年6月	268,411	1.4	2.4
令和4年7月	268,185	1.2	2.6
令和4年8月	266,004	1.6	3.0
令和4年9月	267,896	1.8	3.0
令和4年10月	268,796	1.5	3.7
令和4年11月	269,116 (速報)	1.8 (速報)	3.8
令和4年12月	—	—	—

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」

※ 年金スライド平均改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。
当該改定率は、前々年度から前年度にかけてのきまって支給する給与の増減に基づき計算されるため、
左表の改定率と前年度比との間では1年のずれが発生している。

賃金上昇率に関する参考資料(3)

○2023 春季生活闘争方針(日本労働組合総連合会)より抜粋

〈賃金要求指標パッケージ〉

底上げ	各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分を3%程度 ⁶ 、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げを5%程度とする。	
格差是正		雇用形態間格差是正
	目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」⁸となる制度設計をめざす
	最低到達水準	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内最低賃金協定1,150円以上
底支え	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 ・締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給1,150円以上」¹⁰をめざす。 	

⁶ 内閣府の年央見通し(2022年度実質GDP2.0%、消費者物価2.6%)や日本全体の生産性上昇率のトレンド(1%弱)を念頭に、国際的に見劣りのする賃金水準の改善、労働市場における賃金の動向、物価を上回る可処分所得増の必要性、労働者への分配増などを総合的に勘案。

賃金上昇率に関する参考資料(4)

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 令和4年6月7日閣議決定（抜粋）

賃金引き上げの推進

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引き上げの水準が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引き上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引き上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引き上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

○経済財政運営と改革の基本方針2022について 令和4年6月7日閣議決定（抜粋）

（賃上げ・最低賃金）

人への投資のためにも最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引き上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

賃金上昇率に関する参考資料(5)

○物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 令和4年10月28日閣議決定（抜粋）

3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援

(1)賃上げの促進

物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に促進するため、今年度から抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業の優先的な政府調達等に加え、中堅・中小企業・小規模事業者における事業再構築・生産性向上等と一体的に行う賃金の引上げへの支援を大幅に拡充する。

あわせて、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

また、公共事業等について、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げにつなげていく。

こうした取組を進めていく中で、来春の賃金交渉においては、政府としては、物価上昇率をカバーする賃上げを目標にして労使で議論いただくことを期待する。

- ・中小企業等事業再構築促進事業(経済産業省)
- ・中小企業生産性革命推進事業(経済産業省)
- ・業務改善助成金の拡充(事業場内最低賃金引上げのための助成)(厚生労働省)
- ・働き方改革推進支援助成金の拡充(「賃上げ加算」の増額)(厚生労働省)
- ・労働基準監督署による企業への賃上げ要請・支援等(厚生労働省)
- ・賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報(厚生労働省)
- ・同一労働同一賃金の徹底(厚生労働省)
- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施(国土交通省) 等

2. 運用利回りの設定について

令和3年度末の責任準備金の算定では、運用利回りを1.06%と設定している。

⇒ これにより、n年後の1年間に支払う年金額を現在価値に換算すると、 $1/1.0106^{n-1}$ 倍となる。

○運用利回りの設定の根拠

(1) 一般的に予定運用利回りは、過去の運用実績やポートフォリオを考慮して設定する(いわゆる期待収益率)。労災保険の場合、積立金の全額を財政融資資金に預託することとされており、毎年度4,000億円前後を18~20年単位で預託していることから、期待収益率は、①既に預託している預託債権から得られる利子収入、②償還期限が到来する債権を再預託する際の期間及び金利水準、に基づき算定できる。

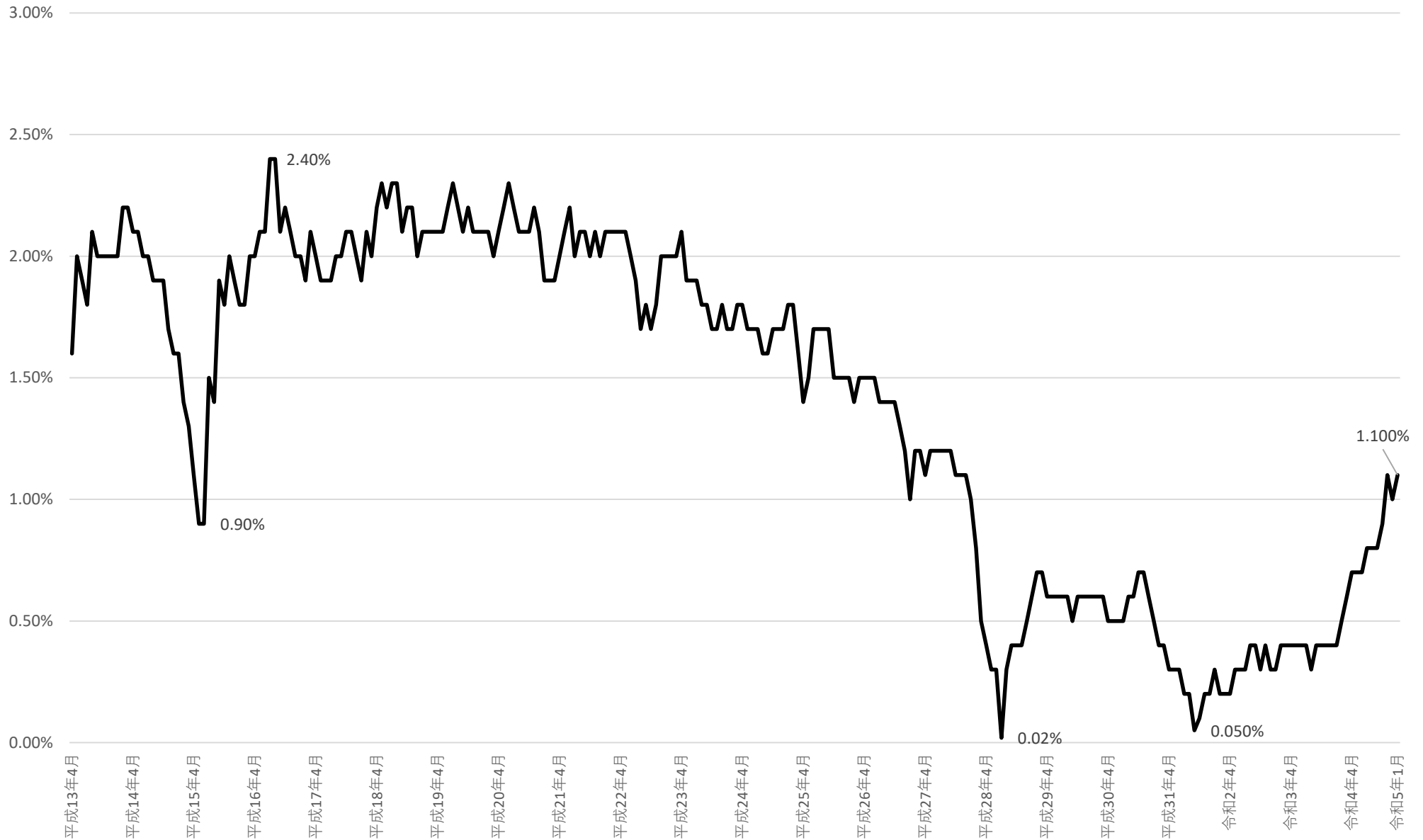
⇒ 今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されると仮定し、今後6年間(労災保険率改定を含めた2回分の期間に相当)の利子収入を計算すると、年平均で1.06%台の運用利回りとなることから設定

(2) 平成23年の労災保険財政検討会において、「運用利回り」を財政融資資金の預託金利、運用実績により、「2%」と設定していることについて、「民間保険会社では、国債などの長期金利に基づき金利を設定している。一方で、労災保険は、財政融資資金の預託金利を使っている。しかしながら、これも、将来を確実に約束している金利であることから、これ以外の金利を使って予測値を設定することは難しい。」との意見が出されている。

積立金運用利回りに関する参考資料

預託金利の推移（平成13年4月～令和5年1月）

預託金利の推移（20年以上 21年未満）



労災保険財政懇談会の概要(論点と主な意見) ※平成29年10月24日開催

1. 行政改革推進会議の指摘(責任準備金の算定方法)について

- 賃金上昇率や運用利回りをどのように設定すべきかを今回の懇談会だけで提案することは困難。アイデアはいくつかあると思う。経済モデルを用いて検証することも考慮すべき。
- 賃金上昇率や運用利回りの設定が適切かどうかは、公的年金他の制度における設定状況や、労災保険制度の特性を踏まえた評価が必要。
その際、賃金上昇率と運用利回りの幅を大きく変動させないようにすること、安全を見込んだ制度運営を確保して保険リスクに備えることなどを考慮して、議論を深めていくことが必要。

2. 労災保険の財政方式のあり方について

- 財政方式について、現在の財政方式は費用負担者にとってわかりやすく、制度の目的にかなったものといえる。
また、責任準備金の充足率は100%程度を維持することで、制度の信頼性を保つとともに、責任準備金と積立金の関係が制度に与えている影響を明らかにすべき。

3. 労災保険財政懇談会のあり方について

- 労災保険財政について、一度限りの懇談会では課題の解決や問題点の洗い出しは困難。懇談会を定期的に開催することで、様々な課題や制度の改善に向けた提案を議論できると考えられる。
- 責任準備金の算定方法と財政方式のあり方との関係を整理し、今後、財政方式のあり方も含めて、引き続き懇談会を開催することが必要。

公的年金他制度に関する参考資料

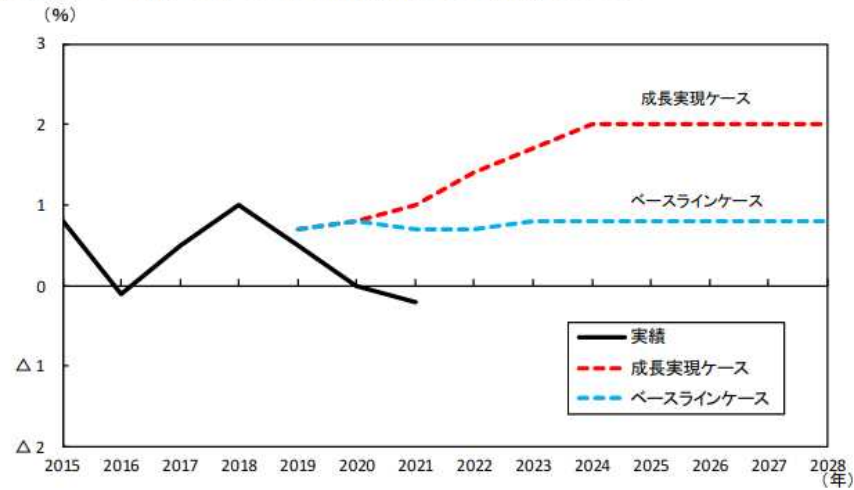
○厚生年金保険の運用【「2019年財政検証」より】

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年	
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>		スプレッド <対賃金>
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

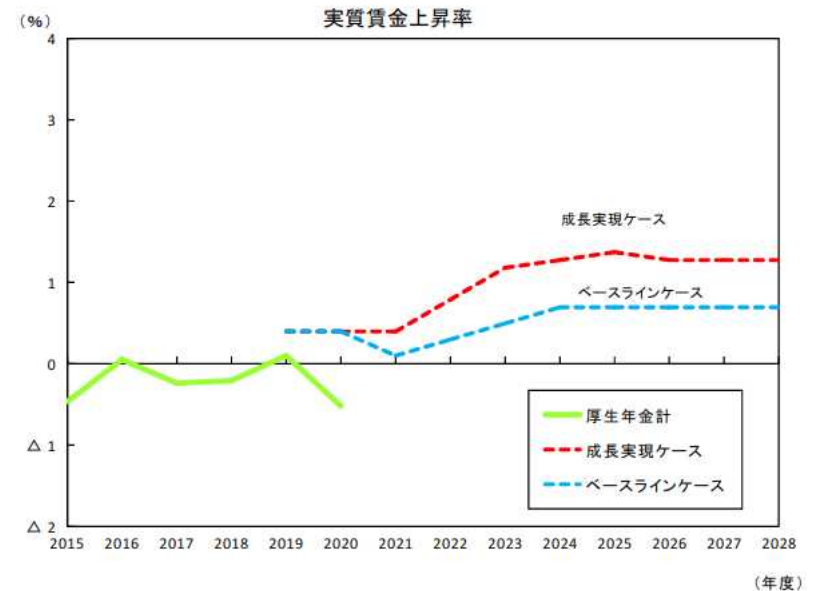
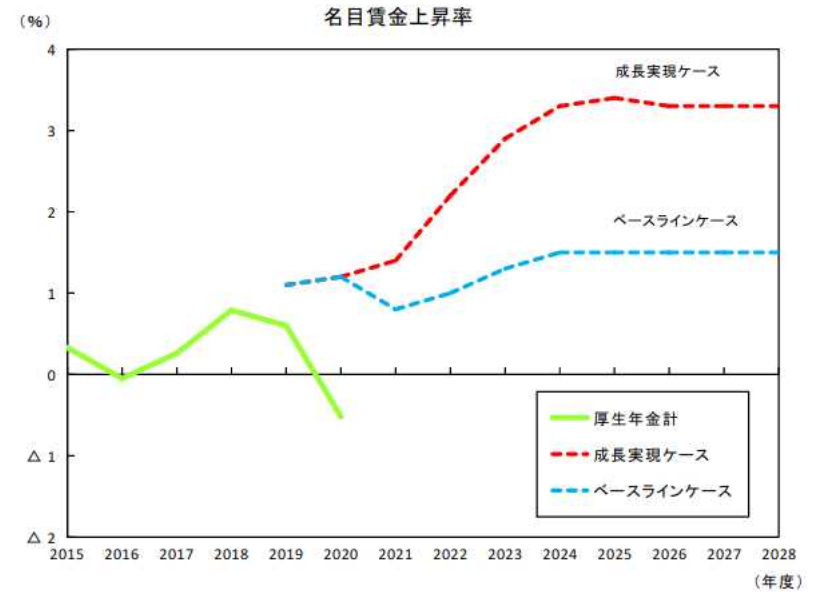
経済状況の見込みに関する参考資料(1)

○公的年金財政状況報告—令和2(2020)年度—(令和4年3月28日 第92回社会保障審議会年金数理部会)より

図表3-2-7 物価上昇率の実績と財政検証における前提との比較



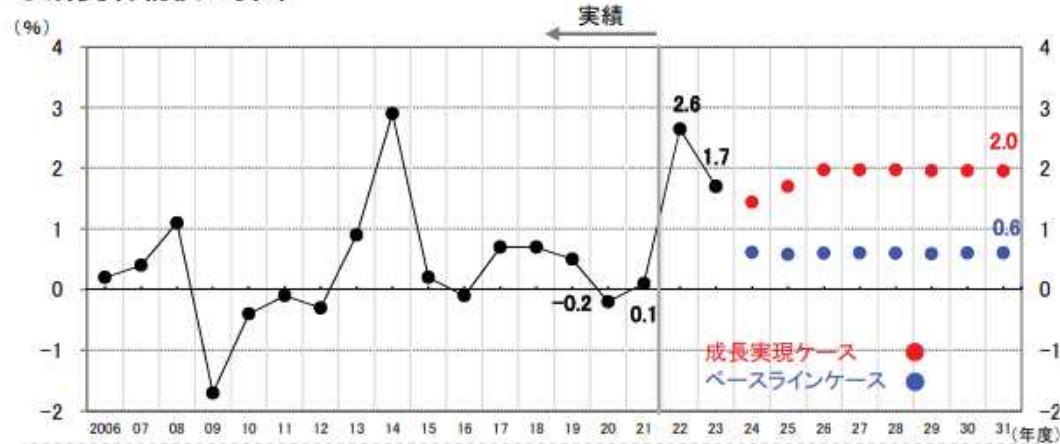
図表3-2-10 賃金上昇率の実績と財政検証における前提との比較



経済状況の見込みに関する参考資料(2)

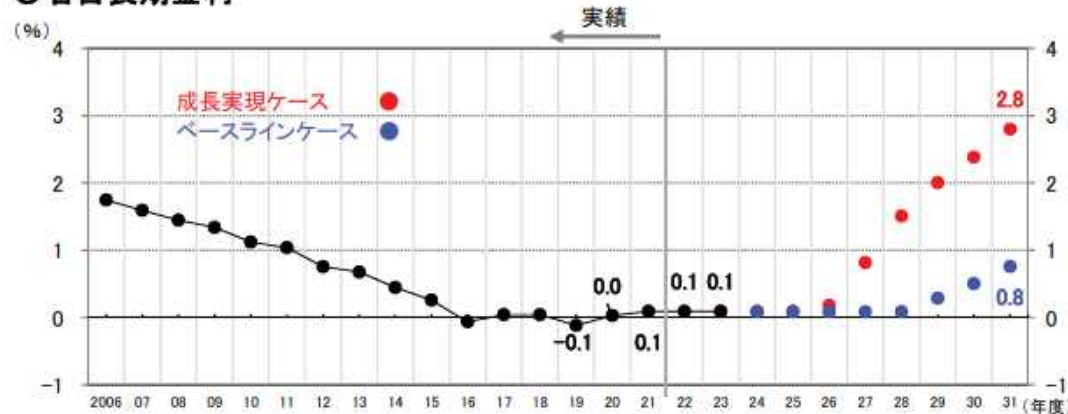
○中長期の経済財政に関する試算(令和4年7月29日 経済財政諮問会議提出)より

○消費者物価上昇率



・消費者物価上昇率は、成長実現ケースでは、2026年度以降2%程度に達する見込み。

○名目長期金利



・名目長期金利は、成長実現ケースでは、消費者物価上昇率が再び2%程度に到達する時期が2026年度以降となる見込みであることから、2025年度まで足元の金利水準が続くと想定。

・ベースラインケースでは、需給の引き締まりに伴い、金利が上昇すると想定。